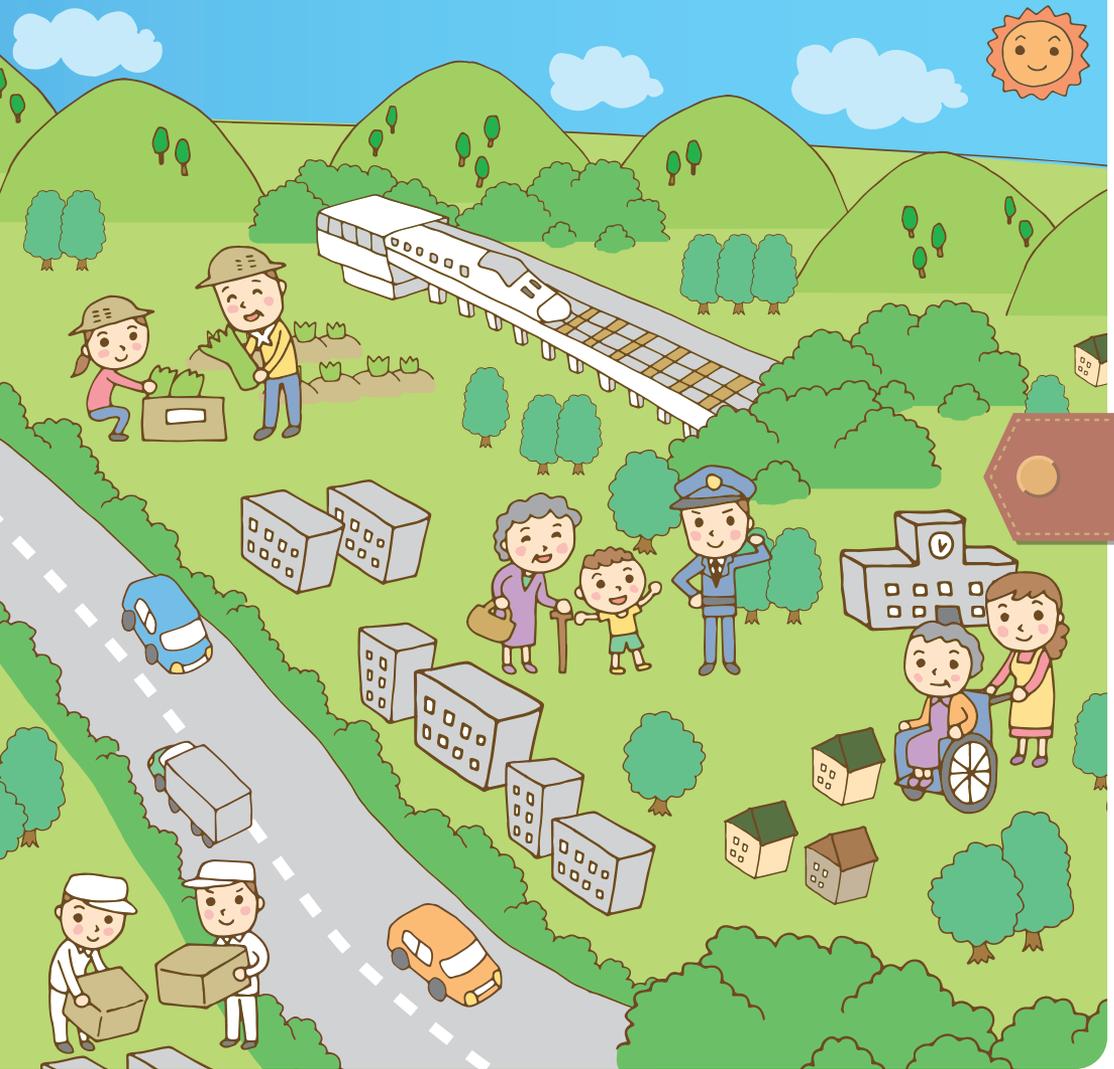


福祉協力員 手帳



ふれあいネットワーク



社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会

～ともに支えあい助けあう

“向こう三軒両隣型”の地域共生社会の構築を目指して～

1 無理せず、できる範囲の活動をしましょう

散歩や買い物のついでに近所をさりげなく見回りし、ご近所さんに声かけなど、日常生活のなかで、できることを続けましょう。

2 一人で悩まないようにしましょう

気になることをみつけたら、一人で抱えず、自治会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会や市役所などに報告・相談しましょう。

3 秘密は守りましょう

福祉協力員も地域で暮らす住民の一人。お互いの信頼関係を大切にし、知り得た情報は関係者以外にもらさないようにしましょう。

4 福祉の情報を知りましょう

問題解決のために利用できる福祉の制度やサービスを知っておくことも大切です。また、地域で実施されている福祉活動に参加しましょう。

5 思いやりの心と笑顔を心がけましょう

地域のことや相手のことを知るためには、まずはあいさつから始めてみましょう。会話ができるような関係を築くためにも、思いやりの心と明るい笑顔を忘れずに活動しましょう。

福祉協力員 **手帳** 目次 CONTENTS

I これだけは知っておきたい… **活用編**

1. 福祉協力員について

- ①福祉協力員って?1
- ②福祉協力員の役割2

2. 福祉の窓口相談

- ①市社会福祉協議会4
- ②地域包括支援センター4
- ③市役所5

3. 緊急時の連絡先6

II おさえておきたい..... **資料編**

1. 地域の福祉活動に参加するにあたって

- ①地域福祉って?7
- ②地区社会福祉協議会って?7
- ③福祉協力員連絡会って?7
- ④市社会福祉協議会って?7

2. 福祉の主な関係機関

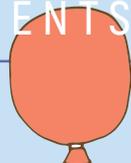
- ①自治会8
- ②民生委員・児童委員8
- ③地域包括支援センター9

3. 市社会福祉協議会が推進する地域福祉事業(一部)

- ①ふれあい・いきいきサロン10
- ②安心・安全情報キット配付事業11

■ 活動の記録 (メモ・連絡先など)12

■ 福祉のミニ情報15



①福祉協力員って？

近年の社会構造の変化から、かつての地域社会であつたら防げたかもしれない生活・福祉課題が増えています。地域では、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子ども、外国人など様々な方が生活しています。

そこで、住民同士が支えあい、助けあい、誰もが安心して暮らし続けることができる地域をつくるために「地域福祉のボランティア」として、地域での「見守り」や「声かけ」などの活動を行っています。



②福祉協力員の役割

1 みつける

●地域の福祉に関する「橋渡し役」

- ・ご近所の気になる方への声かけ・見守り。
- ・ご近所のちょっとした変化に気づく。



見守り活動

2 つなぐ

●福祉の情報提供

- ・近所の気になることや福祉の困りごとを関係機関（自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、市役所など）につなぐ。
- ・福祉の制度やサービスなどの情報を対象者やその家族に伝える。

3 協力する

●地域の福祉活動への参加・支援

- ・自治会や地区社会福祉協議会の活動（ふれあい・いきいきサロン、ふれあい会食会など）に参加・協力する。



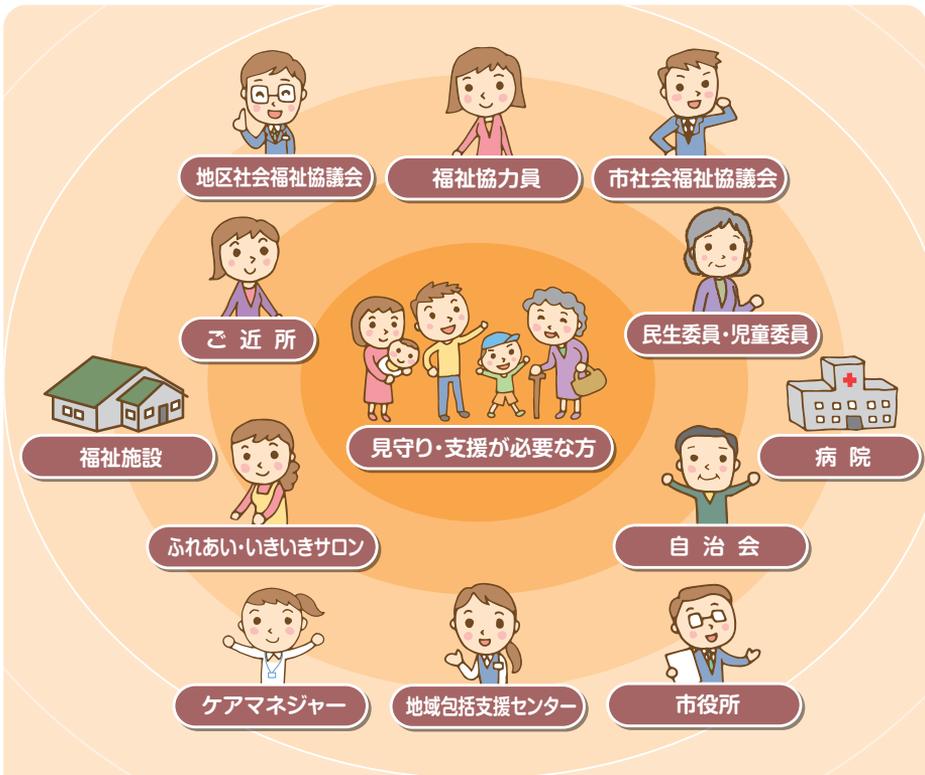
ふれあい・いきいき
サロン

4 ひろめる

●住民みんなの活動に

- ・福祉協力員の活動をご近所やお友達に知らせ、協力者を増やし『**地域福祉のネットワークづくり**』に協力する。

地域福祉のネットワークイメージ



地域で見守りや声かけ活動をする中で、支援が必要な方や困りごとを抱えている方が、地域で孤立することなく安心して暮らすためには、地域の様々な方々が連携・協力して見守っていく体制が必要になってきます。

そのためには、住民一人ひとりが近所に目を向け、その問題をみんなで考えられるネットワークを広げていく必要があります。

福祉協力員はその一人として、自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会とともに関係者や専門職等と協力して、ご近所の困りごと等の発見、解決に向けた活動に参加・協力します。

MIMAMORI NETWORK

① 市社会福祉協議会

総務企画課	社会福祉協議会「会員会費」、日本赤十字社「社資」、「ぎんなん基金」ほか	
地域福祉課	福祉協力員、ふれあい・いきいきサロン、安心・安全情報キットほか	☎636-1215 (代表)
福祉サービス課	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、ファミリーケアサービスほか	
ボランティアセンター	ボランティアの相談、出前福祉共有講座ほか	☎636-1285
	高齢者等地域活動支援ポイント事業	☎614-8011
総合相談センター	生活福祉相談（心配ごとの相談など）	☎636-1215 (代表)※
生活困窮者自立相談支援事業	仕事や生活（就職・住居・子どもの学習）に関する相談	☎612-6668
老人クラブ連合会事務局	老人クラブ活動に関すること	☎634-4950

※総合相談センターの受付時間は9:00～15:00

② 地域包括支援センター

名称	所在地	担当地区	電話番号
地域包括支援センター 御本丸	中央1-5-12 見木ビル	中央・築瀬・城東	651-4777
地域包括支援センター ようなん	陽南4-6-34	陽南・宮の原・西原	658-2125
地域包括支援センター きよすみ	星が丘1-7-38	昭和・戸祭	622-2243
地域包括支援センター 今泉・陽北	今泉3-13-1 喜多川マンション1階	今泉・錦・東	616-1780
地域包括支援センター さくら西	西2-1-7	西・桜	610-7370
鬼怒 地域包括支援センター	御幸町77 森崎ビル	御幸・御幸ヶ原・平石	683-2230
地域包括支援センター 清原	鑑山町1983	清原	667-8222
地域包括支援センター 瑞穂野	上桑島町1476-2	瑞穂野	656-9677
地域包括支援センター 峰・泉が丘	東今泉2-1-1	峰・泉が丘	613-5500
地域包括支援センター 石井・陽東	石井町2580-1	石井・陽東	660-1414
よこかわ 地域包括支援センター	屋板町578-504	横川	657-7234
地域包括支援センター 雀宮	南高砂町11-17	雀宮（東部）	655-7080
地域包括支援センター 雀宮・五代若松原	針ヶ谷町655	雀宮（西部）・五代若松原	688-3371

緑が丘・陽光 地域包括支援センター	双葉1-13-56	緑が丘・陽光	684-3328
地域包括支援センター 砥上	砥上町54-1	姿川(北部)・ 富士見・明保	647-3294
姿川南部 地域包括支援センター	幕田町1456-1	姿川(南部)	654-2281
くにもと 地域包括支援センター	宝木本町2141	国本	666-2211
地域包括支援センター 細谷・宝木	細谷町486-7	細谷・上戸祭・ 宝木	902-4170
富屋・篠井 地域包括支援センター	徳次郎町65-8	富屋・篠井	665-7772
城山地域包括支援センター	田野町666-2	城山	652-8124
地域包括支援センター 豊郷	川俣町900-2	豊郷	616-1237
地域包括支援センター かわち	白沢町771	古里中学校区	673-8941
田原地域包括支援センター	上田原町346-18	田原中学校区	672-4811
地域包括支援センター 奈坪	下岡本町1987-1	河内中学校区	671-2202
上河内地域包括支援センター	中里町2687-4	上河内	674-7222

③ 市役所

保健と福祉	(中央部) 市役所 1階 A18窓口	本庁管内・ 宝木・豊郷	632-2941
	(東部) 平石地区市民センター 保健福祉グループ	平石・清原・ 瑞穂野	661-2369
	(西部) 富屋地区市民センター 保健福祉グループ	城山・国本・ 富屋・篠井	665-3698
	(南部) 姿川地区市民センター 保健福祉グループ	陽南・横川・ 姿川・雀宮	645-4535
	(北部) 河内地区市民センター 保健福祉グループ	上河内・河内	671-3205
在宅福祉サービス (介護予防)	高齢福祉課 福祉サービスグループ 高齢福祉課 相談支援グループ		632-2360 632-2357
介護保険サービス	高齢福祉課 介護サービスグループ		632-2906
健康相談 (生活習慣病)	保健所 健康増進課 健康づくりグループ 宇都宮市保健センター		626-1126 627-6666
生活保護	生活福祉第1課		632-2373
障がい者総合相談	障がい福祉課		632-2869
子どもの虐待	子ども家庭支援室(子ども家庭課内)		632-2390

緊急時の連絡先 (携帯電話から通話することができます)

警 察

110番

● 通報したとき、次のようなことを聞かれます。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 何がありましたか (事件・事故) | <input type="checkbox"/> 犯人の特徴は (性別・年齢・服装等) |
| <input type="checkbox"/> いつですか | <input type="checkbox"/> 被害の状況・事故の様子 |
| <input type="checkbox"/> 場所はどこですか | <input type="checkbox"/> 通報した人の名前・住所・電話番号 |

※ 通報後、確認のため警察から折り返しの電話があることがあります。通報後も電源を入れておきましょう。

火事・救急

119番

● 通報時、次のようなことを伝えます。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 火事か救急かを伝える | <input type="checkbox"/> 所在地を伝える (目標となる建物等) |
| <input type="checkbox"/> 何が燃えているのか、傷病者はどんな状態なのか | |

※ 通報後は安全な場所で救助を待ちましょう。2人以上いるときは、救急車から見えやすい場所に立ち、誘導しましょう。

児童虐待

189番

● 虐待のサインは次のようなものがあります。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 顔や腕に不自然なあざがある | <input type="checkbox"/> 食事やおやつをむさぼるように食べる |
| <input type="checkbox"/> 笑顔が少なく、表情に豊かさがない | <input type="checkbox"/> 帰宅をうながしても家に帰らたがらない |
| <input type="checkbox"/> 衣類や身体が極端に不潔である | |

消費者ホットライン 188番

宇都宮直通 616-1570

- 相談受付の際、円滑な相談処理を実施するために、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業など聞かれます。
- 土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話につながります。
- IP電話など、一部の電話からはつながりません。

1 地域の福祉活動に参加するにあたって

① 地域福祉って…?

住み慣れた地域社会の中で、家族・近所の人々・友人・知人などとの社会関係を保ち、自らの能力を発揮し、誰もが自分らしく誇りをもって、まちの一員として、普通の暮らしを送ることができる状態をつくっていくことです。そのためには、様々な福祉の担い手が協力しあうことが大切になります。

② 地区社会福祉協議会って…?

暮らしの中にある地域の生活・福祉課題に対して、そこで暮らす方々の“つながり”を活かしながら取り組む住民主体の組織であり、市内全39地区（連合自治会単位）に設置されています。自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、福祉協力員など地域の方々により構成されています。それらの関係機関とともに、地区ごとにそれぞれの地域に根ざした福祉活動を推進しています。

③ 地区福祉協力員連絡会って…?

市内全39地区（地区社会福祉協議会単位）に設置され、各地区の地域の実情にあった活動をするため、地区内の福祉の現状や課題について話し合いをしたり、研修会などを実施したりしています。地域の生活・福祉課題を共有していくための連絡会です。

④ 市社会福祉協議会って…?

社会福祉協議会（略称「社協」しゃきょう）は社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進」を図ることを目的に、各市町村単位に設置されています。「ともに支えあい助けあう“向こう三軒両隣型”の地域共生社会の構築」を目指し、市内全39地区の社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員協議会などの地域の関係機関、福祉団体・施設、ボランティア等と連携・協働し、様々な福祉事業を推進しています。

① 自治会

- 町内や住宅街などの同じ地域に暮らしている人たちが集まって運営するもっとも身近な住民組織です。
- 地域住民が安心・安全に生活できることを目的として、保健・福祉、防災・防犯、環境美化などの生活に密着した活動や親睦のためのイベントなどを実施しています。
- 地域内でお互いに支えあい、助けあえる「顔の見える関係」づくりを推進します。

福祉協力員との関わり

福祉協力員は自治会から推薦をいただいております。ふれあい・いきいきサロン活動や敬老会事業等、自治会運営にも福祉協力員が活躍しています。



② 民生委員・児童委員

- 大正5年、岡山県で県内の生活困窮者の状況を調査し、翌年、同県で「済世顧問制度」が発足したのが始まりとされています。
- 「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。(給与は支給されない)
- 任期は3年。「児童福祉法」に基づき、児童委員を兼ねています。
- 地域の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役です。

福祉協力員との関わり

民生委員・児童委員との連携・協力により、地域において、よりきめ細やかな見守り活動を推進しています。



③ 地域包括支援センター

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。

主な業務内容

様々な相談ごと

高齢者やその家族からの介護や福祉などに関する相談を受け、適切なサービス利用ができるよう、支援しています。

介護や健康のこと

要支援1・2の要介護認定を受けた方に、介護予防ケアプランの作成を行い、介護予防サービスの利用調整を行います。また、要介護状態になる可能性の高い方などへの介護予防事業の紹介や介護予防・生活支援サービスの調整を行います。

権利を守ること

高齢者のさまざまな権利を守ります。高齢者虐待の早期発見や成年後見制度の紹介などを行います。

暮らしやすい 地域にするために

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を行うために、さまざまな機関と協力しています。



① ふれあい・いきいきサロン

ともに支えあい助けあう、地域の福祉活動

目的

家の中に閉じこもりがちな高齢者、障がいのある人々、子育て中の母親など地域の誰もが身近な“居場所”に集い、地域の皆さまの協力を得て、交流を深めながら、仲間づくりや生きがいづくりを進めています。

例えるなら、「縁側」や「お茶の間」のようなもの。いま、全国的に広がっている活動です。ふれあいの場、健康づくりや介護予防の場としての役割があります。



運営

福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなどが運営スタッフとして協力しています。

コミュニティセンターや公民館、集会所などを活用して開催しています。



運営スタッフの福祉協力員さん

内容

参加する方と運営スタッフが話しあい、それぞれの興味や関心にあわせて自由にプログラムを作り、活動しています。

たとえば…

- おしゃべり
- DVD鑑賞
- 会食
- 囲碁や将棋
- カラオケ
- 健康体操
- 輪投げ
- おりがみ など



その他

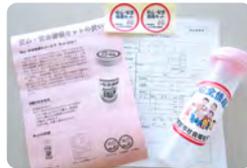
活動の管理主体は、お住まいの地区社会福祉協議会となります。市社会福祉協議会では、各サロンに運営費を助成しています。

② 安心・安全情報キット配付事業

「もしもの時」地域に広がる 安心・安全のバトン

● 安心・安全情報キット

対象者の情報（氏名・住所・緊急連絡先・かかりつけ医・服用薬など）を記載したシートが入ったプラスチック容器です。



目的

緊急時の早期対応に！

救急隊員などが対象者の情報を速やかに確認し、適切な対応をとることができます。



持っていて安心！

対象者の日頃の不安を和らげることができます。

対象者

- 1 ひとり暮らし高齢者
- 2 高齢者のみの世帯
- 3 障がい者
- 4 その他（日中高齢者のみ世帯など）



申込 お住いの地区社会福祉協議会

お届け 福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会の方々など、地域の方がご自宅にお届けします。
（※地区によって配付方法が異なります）

配付

お住いの地域の連絡先

連絡先	電話番号	名前	備考
地区社会福祉協議会			
福祉協力員			
自治会長			
班長			
民生委員・児童委員			
地域包括支援センター			

宇都宮市の
人口と
高齢化率

人口:519,629人

(世帯数:225,337世帯)

男 259,691人

女 259,938人

65歳以上:129,204人

男 56,991人

女 72,213人

75歳以上:61,656人

男 24,745人

女 36,911人

高齢化率 **24.8%**

宇都宮市ホームページより
(平成31年3月31日現在)

ぎんなん基金 地域福祉を推進する財源としてご寄附をお待ちしています

ご寄附の方法

- ご持参いただける場合
市社会福祉協議会の窓口へ直接お越しください。
- お振込みいただける場合
専用の振込用紙をお送りしますので、ご連絡ください。
- 募金箱へのご協力
市内の金融機関やスーパー等に募金箱が設置されています。

税法上の優遇措置

本会への寄附金は、法人税・所得税・個人住民税の優遇措置が受けられます。詳しくは、管轄の税務署もしくはお住まいの市町にお問合せください。

募金箱設置のご協力について

- 募金箱の設置にご協力いただける企業や店舗等の皆さまを随時募集しています。
- 募金箱の設置にご協力いただける企業や店舗等の皆さまのお名前を、本会ホームページに掲載しています。

みなさまの
あたたかな真心は、
宇都宮市の
福祉の推進に
活かされています



善意銀行 みなさまの心温まる善意をお待ちしています

善意銀行ってなに？

善意銀行とは、市民の皆さまの“善意の金銭や物品”を預託（寄附すること）していただき、それらを必要とする施設・団体などに払出し（活用すること）させていただき、福祉のまちづくりを推進するための銀行です。

どんなものを預託（寄附）できるの？

- 主に金銭や物品をお預かりしています。事前にボランティアセンターにご相談ください。
- ご使用していた物品などについては、市で推進している「リユース」の取り組みをご参照ください。

金銭・物品（例）

- ・バザーの益金
- ・リサイクルショップで得た益金
- ・車いすなどの福祉機器
- ・使用済み切手
- ・プルタブ など

どんなところに払出しされるの？

善意の預託（寄附）は、払出し先を指定することもできます。指定があった場合には、指定された内容によって払出しを行います。指定がない場合には、有効かつ公平に活用できるよう検討し、払出しを行います。

- ・ボランティア活動支援のための機材購入
- ・その他、地域福祉にかかるもの など
- ※車いすは、市民の方への貸出事業に活用しています。



街で見かける

「福祉のシンボルマーク」って？

<p>障がい者のための国際シンボルマーク</p>  <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のシンボルマーク。</p>	<p>ほじょ犬マーク</p>  <p>身体障がい者補助犬同伴をPRするマーク。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。</p>
<p>身体障がい者標識</p>  <p>肢体不自由の方が車を運転する時に表示するマーク。</p>	<p>オストメイトマーク</p>  <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p>
<p>聴覚障がい者標識</p>  <p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。</p>	<p>ハート・プラスマーク</p>  <p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p>
<p>耳マーク</p>  <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマーク。</p>	<p>マタニティマーク</p>  <p>周りの人に妊婦であることを示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを進めるためのマーク。</p>

活動中にケガをしたら



福祉協力員としての活動中にケガや事故が発生した場合は、宇都宮市市民ボランティア補償制度にて対応させていただきます。（※状況により対象とならない場合もあります。）速やかに地区社会福祉協議会、もしくは市社会福祉協議会にご連絡ください。



福祉協力員に関するお問合せは…

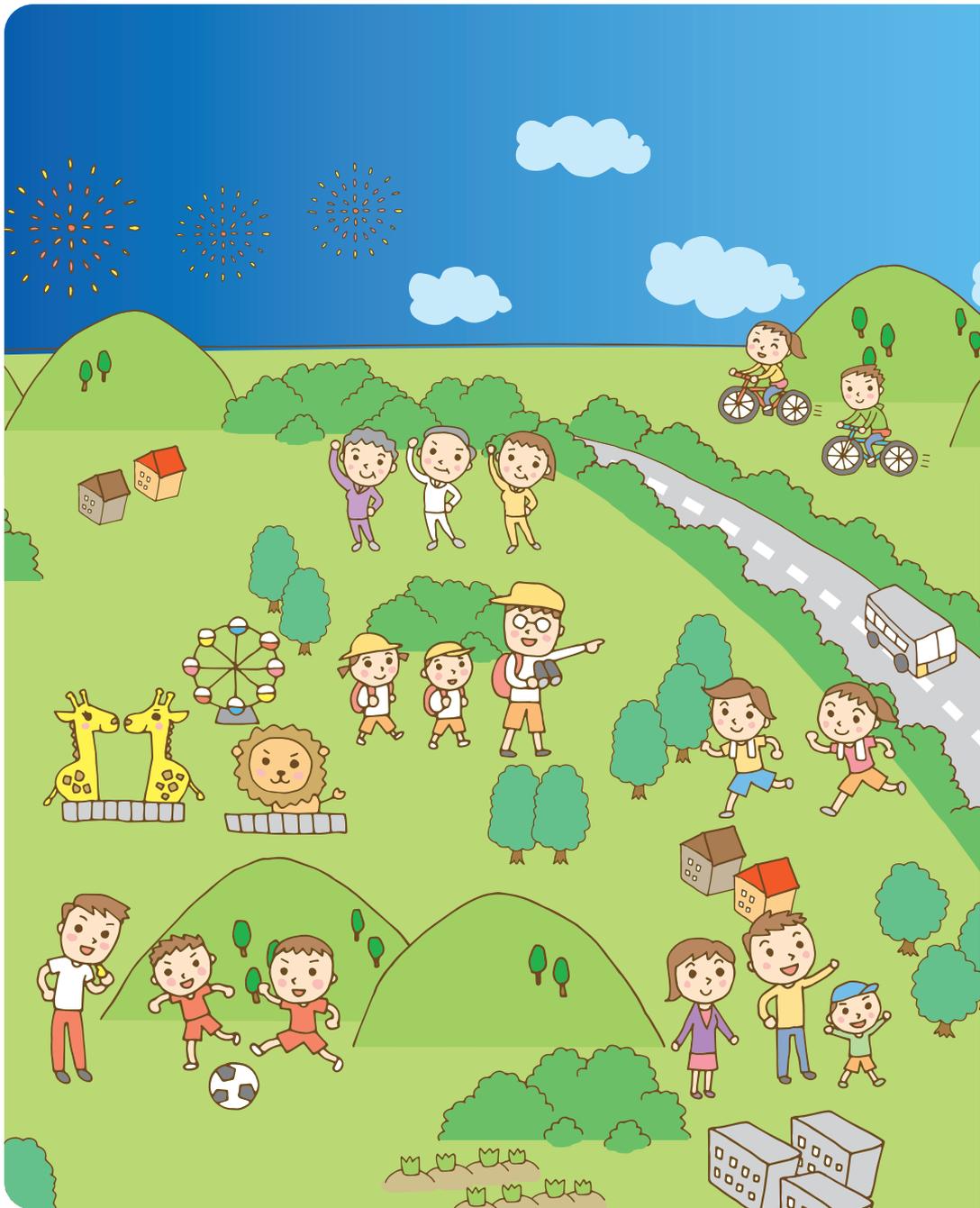


宇都宮市社会福祉協議会 地域福祉課

〒320-0806 宇都宮市中央1丁目1番15号 宇都宮市総合福祉センター内

Tel 028-636-1215 Fax 028-637-2020

✉ chiiki@utsunomiya-syakyo.or.jp



地区名	自治会名	名前